

目次

第1編 総論

第1章 市の責務，計画の位置づけ，構成等	1
第1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
第2 市国民保護計画の構成	2
第3 市国民保護計画の見直し，変更手続	2
第4 市国民保護計画の周知徹底	3
第5 地域防災計画等との関連	3
第6 用語の定義	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	8
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	10
第1 市及び消防局等の業務内容	11
第2 関係機関の連絡先	12
第4章 市の地理的，社会的特徴	13
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	17
第1 武力攻撃事態	17
第2 緊急処理事態	22

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等	24
第1節 市における組織・体制の整備	24
第1 市の各部課等における平素の業務	24
第2 市職員の参集基準等	27
第3 消防機関の体制	28
第4 国民の権利利益の救済に係る手続等	29
第2節 関係機関との連携体制の整備	30
第1 基本的考え方	30
第2 県との連携	30
第3 近接市町との連携	31
第4 指定公共機関等との連携	32
第5 ボランティア団体等に対する支援	32
第3節 通信の確保	33
第4節 情報収集・提供等の体制整備	35
第1 基本的考え方	35

第2	警報等の伝達に必要な準備	35
第3	安否情報の収集，整理及び提供に必要な準備	36
第4	被災情報の収集・報告に必要な準備	37
第5節	研修及び訓練	38
第1	研修	38
第2	訓練	38
第2章	避難，救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	40
第1	避難に関する基本的事項	40
第2	避難実施要領のパターンの作成	41
第3	救援に関する基本的事項	41
第4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	42
第5	避難施設の指定への協力	42
第6	生活関連等施設の把握等	42
第3章	物資及び資材の備蓄，整備	44
第1	市における備蓄	44
第2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	45
第4章	国民保護に関する啓発	46
第1	国民保護措置に関する啓発	46
第2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	46

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	48
第1	市の初動体制の確保	48
第2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	50
第2章	市対策本部の設置等	51
第1	市対策本部の設置	51
第2	通信の確保	62
第3章	関係機関相互の連携	64
第1	国・県の対策本部との連携	64
第2	知事，指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	65
第3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	65
第4	他の市町村長等に対する応援の要求，事務の委託	65
第5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	66
第6	市の行う応援等	66
第7	ボランティア団体等に対する支援等	67
第8	住民への協力要請	67
第4章	警報及び避難の指示等	69
第1節	警報の伝達等	69
第1	警報の内容の伝達等	69

第2	警報の内容の伝達方法	70
第3	緊急通報の内容の伝達及び通知	71
第2節	避難住民の誘導等	72
第1	県からの避難措置の指示の通知	72
第2	避難の指示の通知・伝達	72
第3	避難実施要領の策定	73
第4	避難住民の誘導	77
第5	武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項	81
第5章	救援	83
第1	救援の実施	83
第2	関係機関との連携	84
第3	救援の内容	84
第6章	安否情報の収集・提供	85
第1	安否情報の収集	85
第2	県に対する報告	87
第3	安否情報の照会に対する回答	87
第4	日本赤十字社に対する協力	90
第7章	武力攻撃災害への対処	91
第1節	武力攻撃災害への対処	91
第1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	91
第2	武力攻撃災害の兆候の通報	91
第2節	応急措置等	93
第1	退避の指示	93
第2	警戒区域の設定	95
第3	応急公用負担等	97
第4	消防に関する措置等	97
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	100
第1	生活関連等施設の安全確保	100
第2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	100
第4節	NBC攻撃による災害への対処	101
第8章	被災情報の収集及び報告	105
第9章	保健衛生の確保その他の措置	107
第1	保健衛生の確保	107
第2	廃棄物の処理	108
第10章	国民生活の安定に関する措置	109
第1	生活関連物資等の価格安定	109
第2	避難住民等の生活安定等	109
第3	生活基盤等の確保	119
第11章	特殊標章等の交付及び管理	110

第12章 霧島市の特性に応ずる対処	112
第1 孤立化が予想される集落における対処	112
第2 自衛隊施設への対応	113

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧	114
第1 基本的考え方	114
第2 公共的施設の応急の復旧	114
第2章 武力攻撃災害の復旧	115
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	115
第1 国民保護措置に要した費用の支弁，国への負担金の請求	115
第2 損失補償及び損害補償	116
第3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	116

第5編 緊急処理事態への対処

第1 緊急処理事態に係る責務	117
第2 緊急処理事態認定前の対処	117
第3 緊急処理事態認定後の対処	118

* 法条の略記：(例) 国民保護法第16条第1項第3号は，法16 と表す。